

びわこランナーズ 会則

スローガン

野や山をかけめぐる丈夫な脚力と

自然を愛する豊かな心をもつスポーツマンに！

第一条（名称）

この会は新日本スポーツ連盟びわこランナーズと称し事務所を新日本スポーツ連盟滋賀県連盟内に置く。

第二条（目的）

- （イ）この会は月1回の月例マラソン、及び、その他の行事を通じて仲間の交流と健康を守る。
- （ロ）この会は科学的なトレーニング理論とランニング方法を身につけ記録と技術の向上はもちろん社会にも奉仕する。
- （ハ）この会は新日本スポーツ連盟滋賀県連盟に加盟し連盟の開くスポーツ行事にも積極的に参加し、連盟の発展はもちろん、他のスポーツクラブの発展にも寄与する。

第三条（事業）

- （イ）この会は月1回（第二日曜日）の月例マラソンを定例会とする。
- （ロ）この会はコーチ等を招いてのマラソン教室、トレーナー教室、審判教室など事業を行う。

第四条（会員の資格と運営）

- （イ）この会には協会スローガンに賛同できる人であれば誰でも加入出来る。
- （ロ）この会は個人加入制とする。
- （ハ）この会の運営は総会で選出された運営委員で運営される。

第五条（役員）

この会の役員は次の通りとする。

会長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計1名、運営委員若干名。尚 必要が生じた場合は、役員の追加、変更を行なうことが出来る。

第六条（財政）

この会の財政は会費、寄付金、参加費、などで賄う。

- （イ） 会費は年払い3,500円 を原則とする。但し家族会員二人目からは2,000円とする。
- （ロ） 高校生以下の会員は（1,500円） とする。

第七条（総会）

- （イ）この会の総会は年一回を原則として行う。
- （ロ）会則の改廃は総会で行う。

第八条（会計年度）

この会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第九条（付記）

- （イ）この会則は昭和52年7月1日より実施する。
- （ロ）昭和63年5月12日改正
- （ハ）平成元年5月27日改正
- （ニ）平成7年12月24日改正
- （ホ）平成13年4月21日改正
- （ヘ）平成14年4月14日改正 （第六条 財政）
- （ト）平成15年4月14日改正 （第五条 役員）
- （チ）令和4年4月10日改正 （第六条 財政）

以上